



# ハあも二い

## 男女雇用機会均等法が変わります!

### 男性も女性もすべての人が働きやすい社会をめざして

平成19年4月1日から「改正男女雇用機会均等法」がスタートします。働く人が性別により差別されることがなく、また、女性が母性を尊重されつつ、安心してその能力を発揮することができる職場を作っていくことを目指します。改正の概要は次のとおりです。

#### ①性別による差別禁止の範囲の拡大

##### 1 男性に対する差別も禁止されます

##### 2 禁止される差別が追加、明確化されます

- 募集・採用、配置・昇進・教育訓練、福利厚生、定年・解雇に加えて降格、職種変更、パートへの変更などの雇用形態の変更、退職勧奨、雇止めについても、性別を理由とした差別は禁止されます。
- 配置については、同じ役職や部門への配置であっても業務配分や権限の付与に差がある場合異なった配置となり、性別を理由とした差別は禁止されます。

##### 3 間接差別が禁止されます

外見上は性中立的な要件でも、省令で定める一定の要件\*については、業務遂行上の必要などの合理性がない場合には間接差別として禁止されます。

##### \*省令では以下のように定められています。

- ・募集・採用に当たり、労働者の身長、体重又は体力を要件とすること
- ・コース別雇用管理における総合職の募集・採用に当たり、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とすること
- ・昇進に当たり、転勤の経験があることを要件とすること

#### ②妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

##### 1 妊娠・出産・産前産後休業の取得を理由とする解雇に加え、省令で定める理由による解雇その他不利益取扱いも禁止されます

##### ※追加された不利益取扱いの理由は、

省令において以下のように定められています。

- ・均等法の母性健康管理措置を受けたこと
- ・労働基準法の母性保護措置を受けたこと
- ・妊娠又は出産に起因する能率低下又は労働不能が生じたこと

……等

(注)この規定は派遣先の事業主にも適用されます。

##### 2 妊娠中や産後1年以内に解雇された場合、事業主が妊娠・出産・産前産後休業の取得その他の省令で定める理由による解雇でないことを証明しない限り、解雇は無効となります

#### ③セクシュアルハラスメント対策

これからは、男性に対するセクシュアルハラスメントも含めた対策を講じることが義務となります。

対策が講じられず是正指導にも応じない場合企業名公表の対象となったり、紛争が生じた場合、男女とも調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。

(注)この規定は派遣先の事業主にも適用されます。

#### ④母性健康管理措置

事業主は、妊産婦が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保するとともに、妊産婦が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするための措置(時差通勤、休憩回数の増加、勤務時間の短縮、休業等)を講ずることが義務となっています。

こうした措置が講じられず是正指導にも応じない場合企業名公表の対象となったり、紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。

(注)この規定は派遣先の事業主にも適用されます。

#### 編集後記

- ・暖冬と言われて久しい今日この頃ですが、桜の季節が一定先に来たようです。ジェンダー(社会的、文化的につくられた性差)にとらわれることなく、男女共に新たなスタートができると良いですね。
- ・男の料理教室が人気だそうですね。私もチャレンジしてみようかな。

あつぎパートナーセンターだより「ハあも二い」は再生紙を利用しています。

平成19年3月発行

編集 八あも二い編集委員

発行 厚木市市民協働部男女共同参画課

厚木市中町1-4-3

あつぎパートナーセンター内

電話 046(225)2500(直通)

FAX 046(223)8432

e-mail 1150@city.atsugi.kanagawa.jp



わたしたちがめざす男女共同参画社会とは、「すべての人が尊重され、多様な生き方を選択することが可能で、家庭、地域、職場などにおいて個人の能力を十分に発揮することができる社会」です。

地域における男女共同参画に関する意識の啓発などを図ることを目的として、玉川・森の里地区を対象に2月3日(土)森の里公民館にて「夫婦でつくる料理教室」、愛甲・相川地区を対象に2月24日(土)相川公民館にて「男の料理と歌の夕べ」を開催しました。

森の里公民館での「夫婦でつくる料理教室」は、寒ブリを解体してのブリを使った料理を夫婦そろって作りました。参加者の皆さんからは、「またパートナーと一緒に楽しみたい。」「お互いに尊重しあい協力することが大切。この機会に、男女共同参画の認識を新たにしたい。」との声が聞かれました。

相川公民館で行われた「男の料理と歌の夕べ」では、ビーフシチュー、アジのマリネ風サラダ、ナンのメニューで、男性が料理を作り、女性をもてなすという内容でした。調理室では、男性らしい大胆さの中にも繊細な手さばきで調理をしながら、「奥さんの苦勞が分かるよ。」「もてなし料理のレパートリーを増やそうと思ってね。」など会話も弾み、終始和やかな雰囲気でした。その後、昭和音大音楽&ミュージカル・助教授 内田忠行さんの素晴らしいミニリサイタルを鑑賞し、家族の皆さんと一緒に食事を楽しみました。



# 女性起業家入門講座

起業を目指す  
あなたのスタートを  
応援します!

3～5年以内に起業を考えている女性を対象に、厚木市・秦野市・県立かながわ女性センターの共催で「女性起業家入門講座」があつぎパートナーセンターで開催され、2月7日(水)から23日(金)までの6日間、約40人の方が受講されました。

講座内容は、①消費者が求めるものは? ②アイデア(発想)から事業化へ ③税務・経理の基本を学ぶ ④法律の基本を学ぶ ⑤事業計画書の作り方 ⑥事業を成功させる工夫 の6講座でした。  
参加者の方は時折資料を読み、メモを取りながら熱心に受講していました。



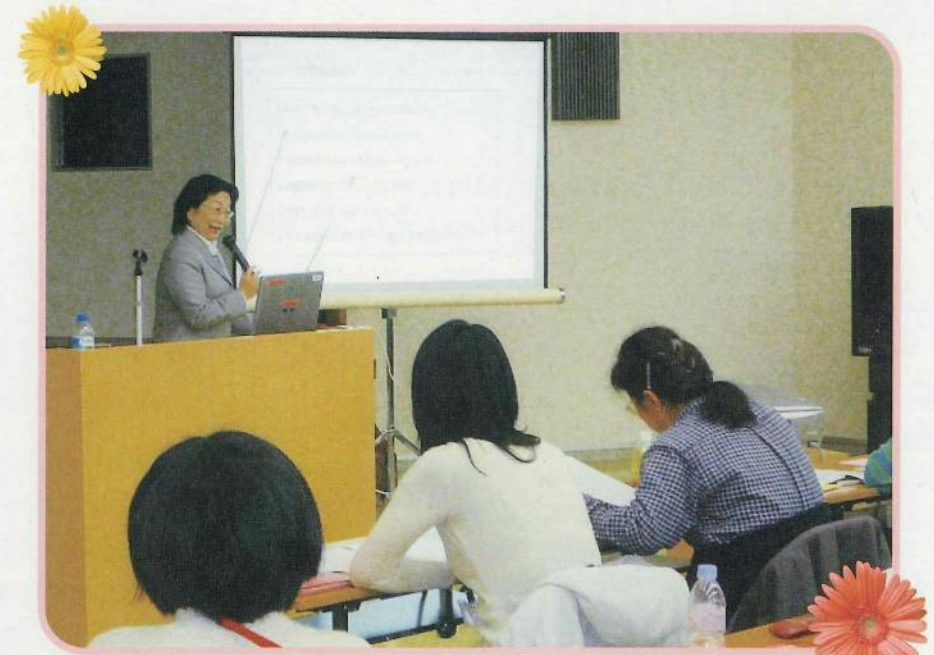
今回の講座では、専門の講師の方が、これから起業(店舗の開店や事務所の設立など)を目指している参加者に目標達成までのプロセスを、具体的に、分かりやすく解説されました。

起業するためには、「目標に向けての熱い情熱と強い信念を持ち、優れた独創性を持っていること。人とのコミュニケーションを大切に、多くの人脈をいかし、その事業に対する経験や情報を集め、それを活用すること。また、資金を十分に蓄え、ムダな支出を控えること。」が必要との説明には、ふだんの生活にもいかせる内容で興味深く、共感をもてました。

参加者の方々も、現在持っている資格やこれまでの経験を活用したい、趣味をいかした店舗を開店したい、ささやかながら社会に貢献したい等、大きな夢の実現に向けて取り組む様子がうかがえました。

講座終了後には参加者の方から、「とても有意義な内容だった。」「分かりやすく今後の参考になった。」「刺激になった。」などの感想がある一方、「もう少し具体的な内容の話が聞きたかった。」との意見もありました。

女性もこれまでの経験や技術をいかし、社会で活躍する時代になってきました。これまでは「夢」の一つであったかもしれない「起業すること」が、達成できる目標として人生の選択肢の一つに加えられるようになっています。「起業すること」の実現までには、多くの乗り越えなければならない困難があるとは思いますが、ぜひとも実現に向け、一歩ずつ歩んでいただきたいと思います。



## 厚木市の起業家支援

こんなこともやっています

厚木市では、起業を目指す人の支援や、ベンチャー企業等の発見・育成に積極的に取り組んでいます。

最近注目されている「コミュニティビジネス」の起業についても、年2回の講座を開催しています。利益の追求に加え、地域の課題を解決する新しいビジネスについての講座ですので、起業を目指す方には参考になるかと思います。

また、具体的に温めている「ビジネスプラン」をお持ちの方は、専門家の評価・指導などにより事業化支援をいたします。

そして、いわゆる「ベンチャー企業」の起業には、インキュベート施設(起業支援施設)入居のための家賃補助や、指導・助言などのソフト支援が用意されています。

これらの取組により、将来大きなビジネスが生まれ、市内に起業風土が醸成されることで、まちがより一層元気になることを期待しています。

詳しくは、厚木市 産業政策課産業政策係 (TEL:225-2832)へお問い合わせください。